

# 児童手当について

児童手当は、家庭生活の安定と、これからの社会を担う子どもの健やかな成長のために、中学生までのお子さんを養育している方に支給するものです。

■支給対象 / 0歳～中学生までのお子さんを養育している方

■支給額	
0～3歳未満	15,000円/月
3歳～小学生(第1,2子)	10,000円/月
3歳～小学生(第3子以降)	15,000円/月
中学生	10,000円/月
所得制限以上所得上限額未満の方の子ども	5,000円/月
所得上限額以上の方の子ども	支給なし

## ■所得制限および所得上限額

扶養親族等の数	所得制限限度額	所得上限額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1,010万円
5人	812万円	1,048万円

■支給時期 / 原則として毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分まで(4カ月分)が支給されます。支給日は各月の10日です。  
※ただし、10日が金融機関の休日にあたる場合はその直前の平日に支給

★6/10(月)は2～5月分の児童手当定期支給日です。

※個別に支払通知はしませんので、通帳で入金をご確認ください

### ①所得が基準額以上の世帯は児童手当が受けられません

家計の主となっている保護者の所得が別表の所得上限額を超える場合、児童手当は支給されず、資格も消滅しています。ただし、児童手当が支給されなくなった後に、所得が上限額未満になれば、改めて児童手当認定請求書を提出することで、児童手当を受給できます。

### ②現況届の提出が原則不要です

お子さんの養育状況が変わっていないければ、現況届の提出は原則不要です。ただし、下記に該当する方はこれまでどおり現況届の提出が必要です。現況届を送付しますので、ご提出ください。

- 未成年後見人、施設・里親の受給者の方
- 離婚協中で配偶者と別居している方
- 配偶者からの暴力等により、住民票の住所が実際の居住地と異なる方
- お子さんの住民票がない方
- その他、状況を確認する必要がある方



問い合わせ 市役所市民保険課 児童手当係 ☎57-8506

# 6月定例議会の主な予定

- 開会 5月28日(火) 9:30
- 一般質問 6月4日(火)・5日(水)・6日(木)・7日(金)
- 議案質疑・付託 6月7日(金)
- 委員会審査 6月7日(金)・10日(月)
- 閉会 6月19日(水)

市議会事務局 ☎57-8513

**結婚新生活を応援します**

少子化対策、定住人口増加を目的とした取り組みの一つとして、新婚世帯の新生活にかかる費用を予算の範囲内で市が支援します。

●対象 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯で、次の全てに該当する方。

①直近の夫婦の所得の合計が

結婚新生活を応援します



- 申請書配布場所 市役所地域支援課・各支所 ※本年度の申請受け付けは令和7年3月6日までを予定しています。婚姻日が令和7年3月6日以降でも翌年度の補助事業として対象となる場合もありますので、地域支援課窓口へご相談ください。
- 対象経費 令和6年4月1日～令和7年3月31日にかかる次の経費。
  - 住居取得にかかる住居費
  - 賃貸借にかかる住居費
  - 婚姻に伴う引っ越し経費
- 申請書配布場所 市役所地域支援課・各支所 ※本年度の申請受け付けは令和7年3月6日までを予定しています。婚姻日が令和7年3月6日以降でも翌年度の補助事業として対象となる場合もありますので、地域支援課窓口へご相談ください。
- 問い合わせ 市役所地域支援課

健康寿命を延ばす！ 一生自分の足で歩くための

# 体幹トレーニング教室

膝が痛くなったり姿勢の悪さが気になりませんか？身体ゆがみを取り体幹を鍛えると改善するといわれています。この機会に楽しくトレーニングを始めてみませんか？



- ◆日時 / 6/25(火)、7/9(火)、7/23(火)、7/30(火) 13:30～14:45
- ◆場所 / 夜須公民館 和室・大研修室
- ◆対象 / 全4回出席できる方 ◆参加費 / 400円(4回分)
- ◆講師 / 小原 妙子さん(健康運動指導士) ◆定員 / 12人  
※申込者多数の場合は抽選し、当選者には6/21(金)から順次連絡します
- ◆持ち物 / 動きやすい服装、タオル2枚、ヨガマットまたはバスタオル 水分補給用の飲み物、スマートフォンまたはカメラ
- ◆申し込み締め切り / 6月18日(火) 申し込みQR ▶
- ※市外の方は6/14(金)～受け付け
- ◆申し込み・問い合わせ / 夜須公民館 ☎54-2121

500万円未満の世帯(会社員の場合、世帯年収670万円未満に相当)

- ※貸与型奨学金を返済している場合は、その年の返済額を所得から控除可
- ②令和6年1月1日～令和7年3月31日に婚姻届けを提出し受理された夫婦
- ③対象の住居が香南市内にあり、他の公的制度による家賃補助等を受けていない
- ④夫婦いずれもが市税および県税等の滞納がない
- 補助金額 1世帯当たり上限30万円。親世帯と同居・近居している場合は最大15万円の加算(親世帯との住宅間の直線距離がおおむね5km以内または、同一小学校区)。

## 南国I.C.わくわくゾーンスタンプラリー

もてがわエリアの観光施設のスタンプを集めて専用はがきで応募すると、素敵なオリジナルグッズや特産品が当たります。また、全施設のスタンプを集めた方にはもちろん粗品をプレゼント！今年さらさら抽選で5名様にものべがわエリアの特産品が当たります。

●キャンペーン期間 11月24日(日)まで

●応募締め切り 11月30日(土)当日消印有効

●場所 対象の7施設(香南市)

はアクトランドと高知県立のいち動物公園が対象)

●応募方法 各施設にある専用はがきに、最低3個以上のスタンプを集め、必要事項を記入し応募。詳細は物部川DMO協議会ホームページまたは、パンフレットをご確認ください。

●物部川DMO協議会 ホームページ <https://monobegawa.com/special-report/3117>

●問い合わせ (一社)物部川DMO協議会 南国I.C.わくわくゾーン協議会事務局 ☎088-180215050

## 毎年6月は男女共同参画月間

# 「支え合い 認め合い 責任もち合う 人と人」

香南市では、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会」の実現に向けて、3つの基本目標を掲げています。

1. 男女共同参画社会を目指す意識づくり / みんなが男女平等の意識を持ち、あらゆる暴力のない香南市を目指します
2. 男女がともに活躍する環境づくり / 性別に関係なく、みんなが活躍できる香南市を目指します
3. 安心して多様な暮らしができるまちづくり / みんなが自分らしく、安心して暮らせる香南市を目指します 性別にかかわらず、誰もが自らの個性と能力を最大限に発揮できる社会を実現していきましょう！

●問い合わせ / 香南市役所人権課(☎57-8507)、高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課(☎088-823-9651)、こうち男女共同参画センター「ソーレ」(☎088-873-9100)

## 就農を支援します



新規就農を目指している方に対して、さまざまな補助金があります。各事業とも要件がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

▼担い手育成センター 研修支援事業 高知県立農業担い手育成センターで、就農に必要な基礎知識から先進技術を学ぶ研修費を補助します。

■交付金額 1日の研修費520円の2か月の1

■対象 15歳以上65歳未満の方

▼新規就農者育成総合対策事業(就農準備資金) 青年就農者の確保および育成を図るため、就農研修中の方に交付します。

■交付金額 年間150万円(最長2年)

■対象 50歳未満の方

▼新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金) 青年就農者の確保および育成を図るため、就農直後の青年就農者の方に交付します。

■交付金額 年間150万円(最長

3年)所得要件あり

■対象 50歳未満で独立自営就農して5年以内の方(青年等就農計画作成等の要件あり)

▼農業後継者推進事業 就農直後の不安定な経営に対して、三親等以内の後継者の方に交付します。

■交付金額 年間100万円

■対象 50歳未満で農業経営を開始または従事して5年未満の方

▼就農支援事業 ①新規参入者支援区分 受入農家のもとで、農業研修を行う方に交付します。

■交付金額 年間30万円以内(申請時34歳以下の場合、年間60万円以内)

■対象 15歳以上50歳未満の方

②後継者就農促進区分 研修機関等で研修を受ける、農業後継者の研修費を補助します。

■交付金額 年間120万円以内

■申し込み・問い合わせ 市役所農林水産課

